

# BTMU Asia Weekly

BTMU アジア・ウィークリー

## 今週のヘッドライン

9 November 2012 / Vol.51

ミャンマー	改正外国投資法が漸く成立も、不透明感残る / 米、旧軍政と親密実業家らの制裁緩和を検討
マレーシア	最低賃金、政府決定通り来年初からの施行を労組が主張
ラオス	野田首相、ラオスに 55 億円の円借款供与を表明
インドネシア	小売業の規制発布、直営店 150 店に制限
ベトナム	中銀、銀行業界の不良債権処理進展をアピール / 来年1月から道路利用税徴収
インド	シン政権、内閣改造実施

## 【政治・経済トピックス】

### ミャンマー

#### 改正外国投資法が漸く成立も、不透明感残る

ミャンマー大統領府は 2 日、テインセイン大統領が外国投資法(外資法)改正案に署名、同法が成立したと発表した。今後は政府が 90 日以内に施行細則を定め、施行は来年前半になる見込み。

1988 年に制定された現行の外資法は、不明瞭な規定が多く、土地使用権の取り扱いや税制面での優遇措置が他国に比べ著しく不利なものであること等から、法改正が進められていた。その過程で、外国企業参入を防ぎたい国内財界の意向を受けた下院議会が、最低資本金額(5 百万米ドル)や外資比率上限(49%)といった大きな制約を法案に盛り込む動きを見せたが、保護主義的色彩が強くなり過ぎることを嫌ったテインセイン大統領が見直しを指示。その後、下院側が一部譲歩する形で 9 月に一旦可決されたものの大統領はこれも不服として承認署名を拒む等、法案の内容は今回の成立に至るまで二転三転した。

尚、従来は政府からの購入のみに限定されていた土地使用権について、民間からの購入も認められるようになった他、法人税免税期間が、進出後 3 年から 5 年に延長された。

	現行法	9月可決の法案	成立した改正法
外資比率上限	100%	100% (100%は政府承認要)	100% (100%は政府承認要)
最低資本金	(製造業) 500千米ドル (サービス業) 300千米ドル	個別判断	個別判断
外資規制業種 (参入は要政府承認)	規定なし	農業・漁業等 (出資上限:50%)	農業・漁業等 (出資上限:個別判断)

改正外資法は紆余曲折を経て、条件付ながら外資 100%出資に道を開くものとなったとは言え、重要な項目については政府(投資委員会)の裁量に判断が委ねられており、不透明感が解消されたとは言いがたい。特に、外国資本の参入が制限される業種に、農業、漁業、畜産業に加え、国内中小企業を保護する目的で、外国投資家の期待度が高い縫製業や食品加工業等が含まれることになり、裁量権限の実際の運用次第では、外国企業にとり大きな参入障壁となる可能性もある。実際、ミャンマー政府は現行法で禁止規定が無い輸入小売販売について、これまで外国企業に対し事業認可を与えていないこともあり、裁量権限の保護主義的運用を懸念する声もある。

#### ☑ ポイント

- ・ 東南アジアに残された最後の投資フロンティアとも言われるミャンマーは、各国の投資家から熱い視線を浴びているが、外資法改正を外国直接投資の流入急増の契機とするためには、今後出される施行細則で投資委員会の裁量権限等に一定の判断基準が示されるかどうかに加え、実際に現実的な運用が為されるかどうか大きな鍵になる。従って、同国への投資は、そうした状況を踏まえて慎重に検討する必要がある。

## 米、旧軍政と親密な実業家らの制裁緩和を検討

複数の在ミャンマー外交筋が明らかにしたところによると、米国政府は旧軍事政権幹部と極めて親密だった同国の実業家並びにその関連企業に対する経済制裁の緩和を検討し始めた模様。

ミャンマーでは、軍政時代から国営企業法に基づき、天然ガスや石油の採掘、航空や銀行など 12 分野で民間企業の参入を規制してきたため、こうした分野では、一部の有力なビジネスマンが官民合併の会社を設立し巨額の利益を享受してきた。これに対し米国は、彼らを「軍政を支えてきた」としての商取引禁止や資産凍結など軍政幹部らと同様の経済制裁を科してきた。また、それらの制裁は、今年に入り相次いで経済制裁が停止された後も、継続されていた。

### ☑ ポイント

- ・ 経済制裁緩和検討の背景は米政府が進めているミャンマーの民主化進展を睨みながら進めている段階的な経済制裁緩和措置の一環で、米企業の同国進出支援を狙ったものと見られる。
- ・ 米政府内には、「9 月に実施されたテインセイン大統領らに対する制裁停止は、民主化推進の功績を踏まえたものだが、軍政と親密だった実業家らは、民主化に貢献してきた訳ではなく、時期尚早」と批判的な声もあるが、彼らが制裁対象から外れることにより、米国以外の企業にとっても、ミャンマーとの貿易取引や直接投資のハードルが緩和されることになる。

## マレーシア

### 最低賃金、政府決定通り来年初からの施行を労組が主張

6 日付の地元紙が報じたところによると、マレーシア労働組合会議 (MTUC) のカリド・アタン議長は 5 日、既に政府が導入を決定した最低賃金制度の実施時期について、中小企業の経営者らが政府と雇用主、労働者の各代表者から成る国家賃金評議会 (MWC) に対し、施行の延期を求めていることに対し、政府は予定通り来年 1 月 1 日付で施行すべきだと訴えた。

マレーシアには、これまで最低賃金制度が無かったが、今年 7 月にマレー半島部が月額 900 リンギット ( 23,500 円)、ボルネオ島部が同 800 リンギット ( 20,900 円) の水準で来年 1 月 1 日から実施されることが決定している。

### ☑ ポイント

- ・ カリド議長は、MTUC が最低賃金制度の導入交渉を開始したのは 1999 年に遡り、既に長い時年月を経過していることや、都市部での生活実態を踏まえると月額 1,200 リンギット ( 31,400 円) が妥当と思われるところ、敢えて既に決定済みの水準に対する増額要求を控えていること等踏まえ、経営者側にこれ以上施行を延期する理由は見当たらないと強く主張している。
- ・ これに対し、MWC が中小企業約 4,500 社から最低賃金の適用延期申請を受取ったとされることから、マレーシア経営者連盟 (MEF) のシャムスティン・バーダン専務理事は、「MEF の会員企業の大半は最低賃金制度導入への対応を済ませているが、中小企業は準備により長い時間が必要であり政府が施行開始時期を延期すべき」との考えを表明。また、中小企業の業界団体であるマレーシア SMI 協会のテー・キーシム会長も、最低賃金は生産性や労働者の知識、スキル等に関連付けるべきであり制度そのものを再考すべきだと考えを示していることから、施行予定日まで 3 カ月を切る中、MTUC 側は警戒感を強めている。

## ラオス

### 野田首相、ラオスに 55 億円の円借款供与を表明

4 日、アジア欧州会議 (ASEM) 首脳会議でラオスを訪問中の野田佳彦首相は、首都ビエンチャンで同国のトンシン首相と会談し、水力発電所事業に日本政府が約 55 億円の円借款を供与する意向を示した。

対象となる事業は、ナムグム第 1 水力発電所の拡張工事。世界銀行や日本をはじめ 9 カ国の無償資金協力で建設され、1971 年に運転を開始した同発電所は、首都の電源供給を担っている。

また、野田首相は、ビエンチャンの投資の受け皿となる工業団地の整備に向けラオスとの提携を強化すると述べたほか、空港事業や農業分野でも官民連携を推進していくとともに、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 統合基金を活用して、保健・教育分野の支援も新たに実施することを表明。

これに対しトンシン首相は、「日本の政府開発援助 (ODA) は長年にわたりラオスの発展に大きく貢献している」と謝意を表すとともに、「両国の友好関係が高いレベルに達し、双方に多くの利益をもたらしている」と評価した。

#### ☑ ポイント

- ・ このほか、両首脳は同日ビエンチャンのワットタイ国際空港で、総額 19 億 3,500 万円の日本政府による無償資金協力「ビエンチャン国際空港拡張計画」の一環で建設された「駐機エプロン」の引渡し式にも出席した。日本政府はこれまで、同空港の旅客ターミナル並びに管制塔の整備や太陽光発電システムとの導入といった設備面に加え、空港業務に関する技術協力等、多岐に亘る支援を行っている。
- ・ ラオスは先月末に世界貿易機関 (WTO) 加盟が承認されており、日本政府の支援を通じた関係強化が、同国との貿易をはじめとするビジネス・チャンス拡大に繋がると期待されている。

## インドネシア

### 小売業の規制発布、直営店 150 店に制限

インドネシア政府は、10 月 29 日付 (同日発効) の貿易相令『2012 年第 68 号』で地元の中小・零細小売店を保護する新たな規制を導入した。直営店舗数の上限を原則 150 店とすることや、小売店舗で取扱う商品のうち 8 割以上を国産品とすることを義務付けている。また、小売り各社に対し、発効後 5 年以内に規定を順守することを求めており、違反した場合は事業認可を取消す方針。

フランチャイズ店舗が全体の 4 割以上の場合や、事業が黒字化していない場合には 150 店を超える直営店の新設を認める等の緩和措置が設けられている。

#### ☑ ポイント

- ・ インドネシアは、順調な経済発展に伴い消費市場が大きく拡大しており、既に数千店の直営店を展開している大手コンビニエンス・チェーンがあるほか、日系をはじめ外国の大手流通企業による小売市場への参入が相次いでいるが、今回の新たな規制導入が、そうした動きに悪影響を及ぼすとの不安の声もある。

## ベトナム

### 中銀、銀行業界の不良債権処理進展をアピール

10月30日の地元メディア報道によると、ベトナム国家銀行(SBV=中央銀行)はこのほど、これまでの努力の結果、銀行業界全体で36兆ドン(1,352億円)の不良債権圧縮に成功したと発表した。SBVは9月に、銀行業界全体の不良債権総額を202兆ドン(7,586億円)と発表していたが、短期間でその18%相当を圧縮したことになる。これにより8.6%とされていた融資残高に対する不良債権比率は7%程度まで低下したことになる。来月SBVは政府に対し国家債権買取会社の設立案を提出することを予定しており、これにより更に60兆~100兆ドン(2,253億~3,755億円)の不良債権を処理できると見ている。このほか、政府内に不良債権問題の処理にあたる評議会を設置する案も浮上している。

グエン・ヒュー・ギア SBV 査察部長は、「ベトナムの不良債権問題は、銀行業界が2005~2010年に毎年平均30%近くのペースで急速に融資残高を拡大したことが原因」と述べる一方、「不良債権の85%には担保が設定されているほか、金融機関は計70兆ドン(2,628億円)程度の貸倒引当金を計上している」と述べた。但し、担保の大部分は不動産物件で、同市況の低迷により資金回収は容易でないことも明らかにしている。

ベトナムには体力の劣る中小の銀行が数多くあり、SBVは金融市場の安定性向上を目指して、商業銀行の再編を進めている。しかしながら、目下再編の対象とされている9行の不良債権は、公表値を大きく上回ることが明らかになっており、今回のSBVの発表についても数値の正確性に疑念の声も上がっている。

#### ☑ ポイント

- ・ ベトナムの銀行業界が抱える不良債権問題は、主要大手格付機関も懸念を表明しており、足下の景気動向が減速傾向を示す中、正確な情報開示と迅速な対応が求められている。

### 来年1月から道路利用税徴収

地元メディアが10月30日に伝えたところによると、ベトナム政府は、来年1月からオートバイ並びに自動車に対し「道路利用税」を徴収する。

経済成長の基盤となるインフラ整備を加速するため、道路の維持管理費の捻出が必要との判断に基き、グエン・タン・ズン首相は今年3月13日、「道路維持基金」の設立・維持・利用に関する政令18号(18/2012/ND-CP)に署名。国民から徴収した道路利用税を原資とし、基金管理委員会が決定した道路維持や道路工事関連の費用、基金の管理費用などを賄うことが決定されたが、その実施は当初予定の今年6月から景気の低迷等に配慮して先延ばしにされていた経緯がある。

#### ☑ ポイント

- ・ 道路利用税の徴収開始により、自動車1台あたりの納税額は月13万~104万ドン(480~4,000円)と最大で年間1,248万ドン(48千円)に達することになり、自動車販売の低迷が一層深刻化するとして、現地の自動車メーカーの間に不安が広がっている。
- ・ また、オートバイの徴税額は排気量等により年間5万~15万ドン(200~600円)と自動車に比べ少額ではあるが、庶民の足として欠かせないことから国民の強い反発も予想される。

## インド

### シン政権、内閣改造実施

シン首相は28日、外相や石油・天然ガス相など重要閣僚7人の交替を含む大幅な内閣改造に踏切った。閣僚の入替えは合計22人で、うち17人が初めての入閣となる等、世代交代を強く印象付ける人事となっているが、経済改革の先頭に立っているチダムバラム財務相は留任した。

これまで、シン首相から長く入閣を要請されている国民会議派のラルフ・ガンジー幹事長は、党務に専念するためとして今回も閣僚就任が実現しなかったが、ラルフ氏は次世代のリーダーを担うと目されており、今後党内で、母ソニア・ガンジー総裁に次ぐ高位、もしくは総裁を引継ぐ可能性があるとも言われている。

尚、経済界は今回の内閣改造を概ね好意的に受止めている。

### ☑ ポイント

- ・ シン政権は9月以降、燃料補助金の削減による軽油の値上げや小売りの外資規制緩和といった国民の痛みを伴う改革を立て続けに打ち出した。これに対し、与党連合・統一進歩同盟(UPA)の一角を占めていたトリナムール(草の根)会派(TMC)が猛反発し政権から離脱。その結果、UPAは下院議席は下院で過半数を割込み、支持率も大きく低迷している。
- ・ こうした中、シン首相が総選挙を前倒しで実施し、国民の信を問うとの憶測が飛び交っている。同首相は「2014年の総選挙は、当初の予定通りに実施する」と述べ、総選挙前倒しの可能性を否定しているが、今回の内閣改造後も支持率の回復が見られないようであれば、引続き難しい政権運営を強いられることになろう。

## 【日系企業動向】

### 最近プレスリリースされた主な新規進出・増設等の案件

進出先	親会社	現地法人(資本金)	所在地	主要業務
インドネシア	東レ株式会社 *100%子会社新工場を設立、投資額 = 約6億円	インドネシア・トーレ・シンセティクス	バンテン州タンゲラン市	樹脂コンパウンド製造
インドネシア	西川ゴム工業株式会社 80% PT.KARYA PUTRA SANGKURIANG 20%	PT.NISHIKAWA KARYA INDONESIA (資本金1,600万米ドル)	西ジャワ州スメダナン県	自動車用ゴム・樹脂製品の製造加工および販売
シンガポール	蝶理株式会社 *発行済み株式の29.99%を取得 取得金額 = 数億円	MEGACHEM LIMITED (資本金1,589万2,000シンガポールドル)	シンガポール	機能性ポリマー、表面処理剤等を取扱う化学品専門商社
シンガポール	株式会社ストライダース 35% Chuo Senko (Thailand) Public Company Limited 65%	CHUO SENKO MYANMAR PTE.LTD. (資本金30万米ドル)	INTERNATIONAL PLAZA, SINGAPORE	法人の設立、広告代理店業等現地進出企業サポート事業
シンガポール	株式会社スリー・ディー・マトリックス	3-D Matrix Asia Pte.Ltd. (資本金10万シンガポールドル)	シンガポール	アジア地域における止血材等の医療製品事業の展開
タイ	プラマテルズ株式会社	Pla Matels (Thailand) Co.,Ltd. (資本金9,000万バーツ)	Wireless Rod, Lumpini, Patumwan, Bangkok	合成樹脂原料・製品等の仕入れ・販売
タイ	カゴメ株式会社 43% Osotspa Co.,Ltd 42% 伊藤忠商事株式会社 15%	OSOTSPA KAGOME CO.,LTD. (資本金2億3,500万バーツ)	バンコク	飲料および食品などの製造販売、製品輸出販売
タイ	コンドテック株式会社 49% MHCB Consulting (Thailand) Co.,Ltd. 41% BTMU Holding (Thailand) Co.,Ltd 10%	KONDOTEC INTERNATIONAL (THAILAND) Co.,Ltd. (資本金400万バーツ)	Convent Rd., Silom, Bangrak, Bangkok	産業資材、鉄構資材、電設資材等の輸出入と現地国内販売
ベトナム	サントリーホールディングス株式会社 *100%子会社を通じて発行済み株式の51%を取得、取得金額 = 非開示	PepsiCo International Vietnam Company	ホーチミン市	ベトナムにおける飲料・食品事業
ベトナム	日本ロジテム株式会社	LOGITEM VIETNAM TRADING CO.,LTD. (資本金50万米ドル)	ホーチミン市	輸出入業、卸売業
ベトナム	株式会社山一ハガネ	ヤマイチ・スペシャルスチール・ベトナム (資本金約3億円)	ピンズオン省	特殊鋼の販売、加工、熱処理加工
ベトナム	新田ゼラチン株式会社 75% Shanghai International Trading Co.,Ltd. 25%	Nitta Gelatin Vietnam JV CO.,LTD.(予定) (資本金62万5,000米ドル相当額)	Long Hau Industrial Park Long Hau Commune	ゲル化剤の製造販売
バングラデシュ	KYCOMホールディングス株式会社 49% UNIQA Software & Systems Ltd. 51%	Ashaky Limited (資本金30万タカ = 約30万円)	ダッカ市	ソフトウェアおよび情報技術関連製品の設計開発

(企業のウェブページ等で公開されている案件。すべての日系企業動向を網羅していない点、ご了承下さい)

## 【先週の市場動向と今週の主な予定】

### アジア各国通貨市場、先週の動向と今週の予想

アジア通貨市場の動向については、弊行レポート(BTMU Emerging FX Weekly)をご参照下さい。

下記リンク先の PDF ファイル『通貨週報(11/5)』が今週号になります。

- [BTMU Emerging FX Weekly \(11月5日号\)](#)

本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客様ご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部

教育・情報室 橋本 隆城

E-Mail: [takaki\\_hashimoto@mufg.jp](mailto:takaki_hashimoto@mufg.jp)

Tel 03-6259-6311